

5 地方財政計画の推移(平成18~22年度)

(単位 億円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総 額	386 307	410 819	411 730	376 478	344 267
地 方 税	348 983	403 728	404 703	361 860	325 096
道 府 県 分	154 308	188 524	188 403	154 218	129 226
道 府 県 民 税	35 973	62 028	63 571	59 830	51 906
個 人 割	26 117	49 353	50 292	49 843	44 442
法 人 割	8 827	11 038	10 972	7 220	5 481
子 割	1 029	1 637	2 307	2 767	1 983
事 業 税	50 593	58 881	60 400	32 839	18 803
個 人 税	2 124	2 408	2 135	2 143	2 010
法 人 税	48 469	56 473	58 265	30 696	16 793
地 方 消 費 税	26 343	26 275	25 155	25 464	24 887
譲 渡 税	20 147	19 466	17 663	18 493	18 732
貨 物 税	6 196	6 809	7 492	6 971	6 155
不 動 産 取 得 税	4 828	5 145	4 765	4 507	3 575
道 府 県 民 税	2 848	2 807	2 710	2 559	2 428
ゴ ル フ 場 利 用 税	583	562	565	565	566
自 動 車 取 得 税	-	-	-	2 533	2 286
軽 油 引 取 税	-	-	-	8 364	8 432
自 動 車 税	17 659	17 477	17 148	16 470	16 272
自 鉦 区 税	4	4	4	4	4
固 定 資 産 税 (特 例)	90	108	125	150	48
自 動 車 取 得 税 (目 的 税)	4 742	4 855	4 024	-	-
軽 油 引 取 税 (目 的 税)	10 620	10 360	9 914	913	-
狩 猟 税	25	22	22	20	19
市 町 村 分	194 675	215 204	216 300	207 642	195 870
市 町 村 民 税	84 333	102 996	101 890	93 211	81 713
個 人 税	61 486	74 339	73 577	73 792	66 863
法 人 税	22 847	28 657	28 313	19 419	14 850
固 定 資 産 税	84 991	86 825	88 867	89 099	89 033
土 地 税	33 565	33 817	33 895	34 548	34 502
家 屋 税	34 498	35 662	36 977	36 555	37 497
債 権 却 資 産 税	15 849	16 289	17 090	17 045	16 079
交 付 金 ・ 納 付 金	1 079	1 057	905	951	955
軽 自 動 車 税	1 573	1 636	1 690	1 743	1 792
市 町 村 民 税	8 750	8 618	8 321	7 859	7 454
自 動 車 税	15	15	18	18	25
特 別 土 地 保 有 税	25	21	15	19	23
入 湯 税	270	247	259	239	225
事 業 所 税	2 994	3 026	3 191	3 252	3 261
都 市 計 画 税	11 723	11 820	12 049	12 202	12 344
水 利 地 益 税 等	1	0	0	0	0
地 方 譲 与 税	37 324	7 091	7 027	14 618	19 171
所 得 譲 与 税	30 094	-	-	-	-
地 方 揮 発 油 譲 与 税	-	-	-	1 764	2 777
地 方 道 路 譲 与 税	3 110	3 072	2 998	1 048	-
石 油 ガ ス 譲 与 税	142	140	140	133	123
自 動 車 重 量 譲 与 税	3 707	3 599	3 601	3 300	3 090
航 空 機 燃 料 譲 与 税	158	167	164	152	143
特 別 と ん 譲 与 税	113	113	124	125	102
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	-	-	-	8 096	12 936

(資料) 総務省「地方税に関する参考計数資料」

(備考) 1 平成21年度税制改正により、自動車取得税と軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

2 地方揮発油譲与税は、平成21年4月の税制改正により地方道路譲与税が使途制限を廃止して改称したものである。

3 地方法人特別譲与税は、平成20年度に創設され、平成21年度から譲与が開始されたものである。